



2003年2月発行 第29号  
**つちや通信**

**確定申告  
特集**

寒さが一層厳しくなりました。今年もインフルエンザが猛威をふるっています。風邪をひいたら、マスクをして寝るとひどくならないそうです。暖かくして寒い冬を乗り切りましょう。

**確定申告に備えて**

確定申告の受け付け・納付は2月16日から3月15日までですので、下記の表を参考にさせていただいて、早めの準備をお願いします。

		準備資料
給与所得者	2箇所以上から給与をもらっている	源泉徴収票
	年末調整を受けずに退職した	
	給与の収入金額が2000万円を超える	
	会社の役員	出納帳、固定資産税納付書 修理などがある場合には領収書
個人事業者	社員	自社から貸付金の利子もらった
	社員	自社から配当もらった
共通	出納帳等の帳簿類及び請求書、領収書綴り 棚卸帳、預金通帳又は残高証明書 国民健康保険、国民年金及び固定資産税納付書 生命保険、損害保険控除証明書 確定申告書類綴り、申告書	
	保険金の受取がある (受取金額-掛金) > 50万円	保険金支払証明書
	年金をもらっている	公的年金等の源泉徴収票
	災害や盗難などによる損失の金額が5万円以上ある	出費の領収書
	医療費を10万円以上支払った	医療費の領収書
	公的機関に1万円以上寄付をした	官公庁などが発行する証明書
	借入をして住宅を新築増築した	裏面を参照(注1)

(注1) 借入金残高証明書、住民票の写し、建物の謄本、不動産売買契約書、領収書など

- ◎ 医療費控除を受ける場合に、自己と生計を一にする家族分をまとめて、所得の高い人が申告するのがコツです。
- ◎ 昨年と比べて扶養親族の変動などがある場合には、メモ書きでお知らせください。

**私も消費税を納付することになるの？**

基準期間の課税売上高(≒2年前の売上高)が・・・

	改正前	改正後	実施時期
免税事業者	3000万円以下	⇒ 1000万円以下	平成16年4月1日以後
簡易課税制度	2億円以下	⇒ 5000万円以下	

消費税の課税方式の選択は翌期以降2年間の設備投資計画や事業計画を十分考慮して慎重に行う必要があります。詳しくは当事務所担当者にご相談ください。

**贈与税がかからなくなるの？**

平成15年1月1日より親から贈与をうける子が、申告により贈与時に贈与税(税率20%・非課税枠2500万円)を支払い、その後実際に相続があった時にその贈与部分の精算を行う制度ができました。(相続時精算課税制度といいます。)

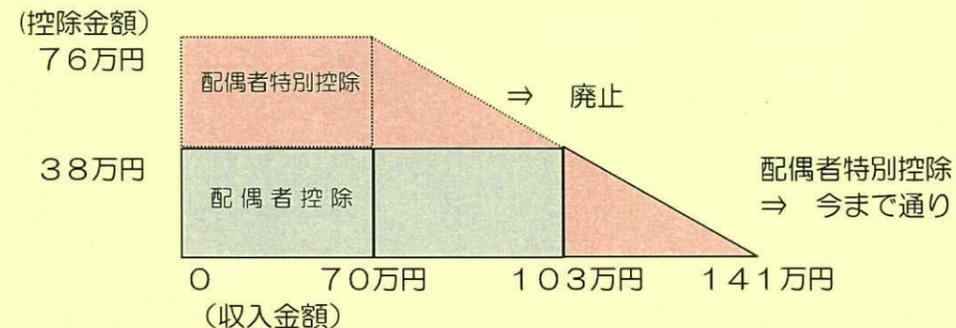
贈与税の非課税枠(110万円)が2500万円に増額されたと誤解されがちですが、実際には相続税の前払いとなります。(平成15年1月1日以後の相続または贈与から適用されます。)

将来、値上がりが見込まれる贈与財産に向いていると思われそうですが、この制度の利用は慎重な判断が求められます。(裏面に具体例があります)

**配偶者特別控除がなくなる？**

平成16年分の所得税、平成17年度分の住民税より改正されます。

配偶者の収入	改正前		改正後	
	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者控除	配偶者特別控除
103万円以下	○	○	⇒ ○	×
103万円超141万円未満	×	○	⇒ ×	○
141万円以上	×	×	⇒ ×	×



## 相続税・贈与税が安くなるの？

平成15年1月1日より相続税・贈与税の最高税率が50%（現行70%）に引き下げられました。

## 中間申告納付の回数が増えるの？

消費税について平成16年4月1日より前年の消費税の年税額が6000万円（地方消費税込み）をこえる方は、前年の確定消費税額の1/12を毎月中間納付しなければなりません。

## <相続時精算課税制度の具体例>

例えば、3000万円の生前贈与を受けた場合であれば贈与時に納付すべき贈与税額は500万×20%=100万円となります。相続時にはこの贈与額と相続額を合算したのから相続税の基礎控除した後の残額に相続税率を乗じてベースとなる税額を計算し、その税額から納付済みの贈与税額100万円を差し引いたものが納付税額となります。

